

## 貸付業務に係る法律業務の委託について

2025年度より実施される広域機関の貸付業務に係る法律業務について、以下のとおり外部弁護士に委託する。

### 1. 契約概要

- (1) 貸付概要への助言・リーガルチェック
- (2) 貸付契約書の作成
- (3) シニアレンダーとの債権者間契約作成
- (4) その他案件の貸付実行までのリーガルサポート
- (5) 貸付概要・契約書の英訳対応（必要に応じて検討）

### 2. 契約方法

随意契約

【理由】 森・濱田松本法律事務所は、本機関と顧問契約を締結しており、本機関の責務である広域系統整備計画の策定とその円滑な実施のために必要な業務にも幅広く精通し、貸付業務に係る制度趣旨を踏まえた的確な対応が可能であるため

### 3. 契約先

森・濱田松本法律事務所

### 4. 契約期間

制度設計から貸付実行まで（2024/9頃～貸付実行まで）

以上

### 【添付資料】

別紙：貸付業務に係る法律業務の委託について

※別紙は、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づき非公表とする。